



県 章

滋賀県公報

平成 25 年 (2013 年)
3 月 18 日
号 外 (1)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	5

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成24年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月18日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成25年3月4日
消費生活センター	平成25年2月7日
近代美術館	平成25年3月4日
男女共同参画センター	平成25年2月5日
政策研修センター	平成25年2月15日
琵琶湖環境科学研究センター	平成25年3月4日
琵琶湖博物館	平成25年2月1日
湖南中部流域下水道事務所	平成25年3月4日
東北部流域下水道事務所	平成25年3月4日
森林センター	平成25年3月4日
精神保健福祉センター	平成25年3月4日
食肉衛生検査所	平成25年3月4日
動物保護管理センター	平成25年3月4日
中央子ども家庭相談センター	平成25年1月18日
彦根子ども家庭相談センター	平成25年3月4日
平和祈念館	平成25年1月28日
衛生科学センター	平成25年3月4日
リハビリテーションセンター	平成25年3月4日
障害者更生相談所	平成25年2月12日
近江学園	平成25年3月4日
総合保健専門学校	平成25年3月4日
看護専門学校	平成25年3月4日
淡海学園	平成25年3月4日

計量検定所	平成25年 3 月 4 日
工業技術総合センター	平成25年 1 月29日
東北部工業技術センター	平成25年 2 月13日
高等技術専門校	平成25年 3 月 4 日
病虫害防除所	平成25年 2 月 5 日
家畜保健衛生所	平成25年 3 月 4 日
農業技術振興センター	平成25年 2 月 5 日
畜産技術振興センター	平成25年 3 月 4 日
水産試験場	平成25年 3 月 4 日
愛知川流域田園整備事務所	平成25年 1 月22日
芹谷地域振興事務所	平成25年 2 月 7 日
北川水源地域振興事務所	平成25年 3 月 4 日
総合教育センター	平成25年 3 月 4 日
びわ湖フローティングスクール	平成25年 3 月 4 日
図書館	平成25年 3 月 4 日
河瀬中学校	平成25年 3 月 4 日
守山中学校	平成25年 3 月 4 日
水口東中学校	平成25年 2 月 6 日
膳所高等学校	平成25年 3 月 4 日
大津清陵高等学校	平成25年 2 月 8 日
堅田高等学校	平成25年 3 月 4 日
東大津高等学校	平成25年 3 月 4 日
北大津高等学校	平成25年 1 月24日
大津高等学校	平成25年 3 月 4 日
石山高等学校	平成25年 2 月 8 日
瀬田工業高等学校	平成25年 3 月 4 日
瀬田高等学校	平成25年 1 月18日
大津商業高等学校	平成25年 2 月 15 日
彦根東高等学校	平成25年 2 月 4 日
河瀬高等学校	平成25年 3 月 4 日
彦根西高等学校	平成25年 2 月 4 日
彦根工業高等学校	平成25年 3 月 4 日
彦根翔陽高等学校	平成25年 3 月 4 日
長浜高等学校	平成25年 3 月 4 日
長浜北高等学校	平成25年 2 月13日
虎姫高等学校	平成25年 3 月 4 日
伊香高等学校	平成25年 3 月 4 日
長浜農業高等学校	平成25年 3 月 4 日
長浜北星高等学校	平成25年 3 月 4 日
八幡高等学校	平成25年 3 月 4 日
八幡工業高等学校	平成25年 3 月 4 日
八幡商業高等学校	平成25年 3 月 4 日
草津東高等学校	平成25年 2 月 1 日
草津高等学校	平成25年 3 月 4 日
玉川高等学校	平成25年 2 月12日
湖南農業高等学校	平成25年 3 月 4 日
守山高等学校	平成25年 3 月 4 日
守山北高等学校	平成25年 3 月 4 日
栗東高等学校	平成25年 3 月 4 日
国際情報高等学校	平成25年 3 月 4 日

水口高等学校	平成25年 3 月 4 日
水口東高等学校	平成25年 2 月 6 日
甲南高等学校	平成25年 3 月 4 日
信楽高等学校	平成25年 3 月 4 日
野洲高等学校	平成25年 3 月 4 日
石部高等学校	平成25年 3 月 4 日
甲西高等学校	平成25年 2 月 6 日
高島高等学校	平成25年 3 月 4 日
安曇川高等学校	平成25年 3 月 4 日
八日市高等学校	平成25年 1 月21日
能登川高等学校	平成25年 1 月25日
八日市南高等学校	平成25年 1 月21日
伊吹高等学校	平成25年 3 月 4 日
米原高等学校	平成25年 1 月31日
日野高等学校	平成25年 3 月 4 日
愛知高等学校	平成25年 1 月25日
盲学校	平成25年 3 月 4 日
聾話学校	平成25年 1 月29日
北大津養護学校	平成25年 1 月24日
鳥居本養護学校	平成25年 1 月28日
長浜養護学校	平成25年 3 月 4 日
長浜高等養護学校	平成25年 3 月 4 日
草津養護学校	平成25年 3 月 4 日
守山養護学校	平成25年 3 月 4 日
甲南高等養護学校	平成25年 3 月 4 日
野洲養護学校	平成25年 3 月 4 日
三雲養護学校	平成25年 3 月 4 日
新旭養護学校	平成25年 1 月30日
八日市養護学校	平成25年 3 月 4 日
甲良養護学校	平成25年 3 月 4 日
大津警察署	平成25年 3 月 4 日
草津警察署	平成25年 3 月 4 日
守山警察署	平成25年 3 月 4 日
甲賀警察署	平成25年 3 月 4 日
近江八幡警察署	平成25年 1 月23日
東近江警察署	平成25年 1 月23日
彦根警察署	平成25年 3 月 4 日
米原警察署	平成25年 1 月31日
長浜警察署	平成25年 3 月 4 日
木之本警察署	平成25年 3 月 4 日
高島警察署	平成25年 1 月30日
大津北警察署	平成25年 3 月 4 日

(注) 平成25年 3 月 4 日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

森林センター

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、908,513円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

中央子ども家庭相談センター

職員の主たる不注意による公用車の事故(県過失割合90%)が発生し、保険を含めて577,218円が支払われているほか、相手側運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

近江学園

近江学園使用料について、平成24年11月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ944,821円増加し、7,344,551円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

家畜保健衛生所

職員の不注意による公用車の事故が4件(県過失割合100%)発生し、473,790円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

総合教育センター

地下タンク電気防食工事において、入札に係る事務処理および契約書の内容に不適正な事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

長浜高等学校

消防設備点検業務委託において、誤った数量で仕様書の作成・積算を行い、契約を締結し、1回目の委託料の支出の際にも、実績報告に漏れがあるにもかかわらず、適切な検査・検収を実施せず、設計変更の手続きを経ないまま、支出している事例が認められた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

甲南高等学校

物品の購入に係る支出において、平成23年9月および平成24年2月に納品された物品の代金が、平成24年度予算で支出されている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

甲南高等養護学校

物品の購入に係る支出において、平成24年2月に納品された物品の代金を平成24年度予算で支出している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

大津警察署

職員の不注意による公用車の事故が12件(県過失割合100%:9件、未確定:3件)発生し、保険を含めて483,597円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

甲賀警察署

職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて168,900円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

近江八幡警察署

職員の不注意による公用車の事故が4件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて712,496円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係(7件)

- ・調定誤りがあるもの(日野高等学校)
- ・調定時期が遅延しているもの(伊香高等学校)

- ・ 使用料等について収入未済の解消を求めるもの (瀬田高等学校、石部高等学校、安曇川高等学校)
 - ・ 生産品の引継ぎ、受入れの処理が適当でないもの (長浜農業高等学校)
 - ・ その他収入に係る事務が適当でないもの (瀬田高等学校)
- (1) 支出関係 (4 件)
- ・ 執行向が適正でないもの (湖南農業高等学校)
 - ・ 資金前渡の精算事務が適正でないもの (中央子ども家庭相談センター)
 - ・ 諸手当の支給を誤っているもの (農業技術振興センター、高島警察署)
- (2) 契約関係 (28 件)
- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの
(彦根子ども家庭相談センター、近江学園、東北部工業技術センター、愛知川流域田園整備事務所、総合教育センター、東大津高等学校、大津高等学校、石山高等学校、瀬田工業高等学校、大津商業高等学校、彦根東高等学校、長浜農業高等学校、八幡高等学校、八幡商業高等学校、草津高等学校、玉川高等学校、湖南農業高等学校、盲学校、聾話学校、野洲養護学校、三雲養護学校)
 - ・ 予定価格が適正に作成されていないもの (信楽高等学校)
 - ・ 見積書が適正に徴取されていないもの (長浜警察署、木之本警察署)
 - ・ 検査・検収が適正になされていないもの (長浜養護学校)
 - ・ 検査調書の作成等事務処理が適当でないもの (総合保健専門学校、伊香高等学校、守山養護学校)
- (3) 財産関係 (9 件)
- ・ 処分の手続きが適正でないもの (彦根工業高等学校)
 - ・ 公用車の事故の防止を求めたもの
(琵琶湖環境科学研究センター、草津警察署、守山警察署、東近江警察署、彦根警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署)
- (3) 留意事項
上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。
- (7) 収入関係 (14 件)
- ・ 調定誤りがあるもの
(工業技術総合センター、大津高等学校、彦根工業高等学校、彦根翔陽高等学校、長浜北星高等学校、八幡高等学校、草津東高等学校)
 - ・ 調定期が遅延しているもの (琵琶湖博物館)
 - ・ 使用料等について収入未済の解消を求めるもの
(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、総合保健専門学校、北大津高等学校、長浜農業高等学校、八幡工業高等学校)
- (4) 支出関係 (26 件)
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの
(消費生活センター、中央子ども家庭相談センター、大津清陵高等学校、東大津高等学校、彦根工業高等学校、彦根翔陽高等学校、長浜農業高等学校、八幡工業高等学校、八幡商業高等学校、草津高等学校、湖南農業高等学校、守山北高等学校、国際情報高等学校、日野高等学校、愛知高等学校、草津養護学校、野洲養護学校、新旭養護学校)
 - ・ 旅費の支給を誤っているもの
(男女共同参画センター、琵琶湖博物館、動物保護管理センター、八幡高等学校、八日市高等学校、盲学校、聾話学校、野洲養護学校)
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年 3月18日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	南部県税事務所
監査執行年月日	平成24年 5月21日・7月6日
監査結果報告年月日	平成24年 8月1日
監査の結果	<p>個人事業税において、賦課誤りにより494,100円(平成19年度から平成22年度)を還付し、還付加算金として60,600円を支出している事例が認められたので、今後は適正な課税事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>個人事業税では、不動産貸付業および駐車場業についてそれぞれに認定基準があり、各基準に該当する者に対して賦課を行うことと定められている。</p> <p>今回は、両事業を併せて行う者に対して、駐車場業のみが認定基準に該当するにもかかわらず、不動産貸付業の所得も含めて課税を行ったことが判明したため、還付したものである。</p> <p>このため、不動産貸付業および駐車場業を行う者に対して、認定基準の適用誤りがないか、過去5年間の案件について再度、確認を行った結果、今回の事例以外は見当たらなかった。</p> <p>今後は、過去の貸付件数を申告書のメモ欄に表記し、申告書および決算書等の添付書類の精査および追加調査を徹底することにより、適正課税に努める。</p>

監査執行対象機関名	西部・南部森林整備事務所
監査執行年月日	平成24年 6月13日
監査結果報告年月日	平成24年 8月1日
監査の結果	<p>栗原県営林盗伐損害賠償求償金において、平成24年 3月末日現在、2,600,800円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>栗原県営林の盗伐事件に係る損害賠償求償金2,600,800円については、平成23年 4月から債務者に対し文書による納入通知書・督促状の送付、自宅への訪問により納入を求めてきた。さらに平成24年11月にも督促状を送付したが転居しており、平成24年12月17日付けで転居先へ文書による督促を行ったが、平成25年 1月31日現在も収入未済である。</p> <p>今後とも文書、訪問等により督促を行い、粘り強く収納に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	南部土木事務所
監査執行年月日	平成 24 年 6 月 5 日
監査結果報告年月日	平成 24 年 8 月 1 日
監査の結果	<p>河湖占用料等について、平成24年 4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ459,929円増加し、1,108,012円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>河湖占用料等の収入未済額(7件)の解消に向け、納入義務者に対して、戸別訪問、電話、文書等により粘り強く督促を行いました。その結果、収入未済額は1件155,691円になりました。さらにこの1件の解消に向けて、預貯金等の財産調査を行ったところ、差し押さえ可能な財産が無いことが判明し、やむを得ず平成24年11月15日に不納欠損処理を行いました。</p> <p>この結果、平成24年 4月末日現在の収入未済額1,108,012円はすべて解消しました。</p> <p>今後も新たな収入未済額の発生が生じないよう、なお一層の収納促進に努めるとともに、悪質な滞納者に対しては厳正かつ効果的な処分を行います。</p>

監査執行対象機関名	湖東土木事務所
監査執行年月日	平成24年6月15日
監査結果報告年月日	平成24年8月1日
監査の結果	<p>河湖占用料等について、平成24年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ208,262円増加し、461,336円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>河湖占用料等の平成24年4月末日現在の未納額は461,336円であり、今年度当初と変更がない状況です。</p> <p>これまでの取組として、未納者への督促状の送付や預貯金調査を行うとともに、本年度5月から9月にかけて月1回のペースで未納者宅を訪問し、納付促進に努めてきましたが、平成25年1月末現在、回収に至っていない状況にあります。</p> <p>今後は、引き続き未納者宅を訪問し、納付促進に努めるとともに、関係機関と協議し、税外未収金対策による公金の債権回収業務の手続きを進めていきます。</p>

監査執行対象機関名	長浜土木事務所
監査執行年月日	平成24年6月12日
監査結果報告年月日	平成24年8月1日
監査の結果	<p>河湖占用料等について、平成24年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,177,203円増加し、1,488,703円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>河湖占用料の平成23年度に新たに収入未済となった1,138,103円のうち、759,600円については、平成24年4月27日に分割納付を承認し、同年12月末までに全額納付されました。</p> <p>残り378,503円については、督促および財産調査を行うなどし、当該占用者と交渉を続けており、その状況を見計らいながら引き続き収納促進に努めます。</p> <p>過年度の河湖占用料の収入未済311,500円については、平成23年度に財産調査を行い、「税外未収金対策推進会議」と協議の上、平成24年11月28日に不納欠損処理を行いました。</p> <p>道路占用料相当分の収入未済額39,100円についても、平成24年5月7日および6月2日で全額納付されました。</p>

監査執行対象機関名	高島土木事務所
監査執行年月日	平成24年6月11日
監査結果報告年月日	平成24年8月1日
監査の結果	<p>河湖占用料について、平成24年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,292,500円増加し、2,303,500円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>河湖占用料の収入未済額2,303,500円のうち、1者2,287,000円については、継続した納付指導の結果、平成24年10月11日に一括納付された。</p> <p>残り1者16,500円については、督促状の送付や戸別訪問等により継続して納付指導しているものの未納となっている。</p> <p>今後も納付督促を強化し、納付されるように措置を行う。</p>

監査執行対象機関名	防災危機管理局
監査執行年月日	平成24年7月30日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、1,079,558円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公用車による交通事故防止については、所属職員を対象とした職場研修を開催して注意を喚起し、その周知徹底を図ってきたが、事故発生後においても、速やかに研修を開催し、職員によるヒヤリ・ハット事例や再発防止策の話し合いを実施するなどして、安全運転の徹底を図った。

今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、所属職員に対し定期的に職場研修を実施するとともに、交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適切な管理に努めていく。

監査執行対象機関名	財政課
監査執行年月日	平成24年7月23日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	普通財産貸付料収入について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ287,004円増加し、1,294,938円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該収入未済は、2件の普通財産貸付料に係るものである。まず、1件目の債務者については、平成20年度下半期分の貸付料に未納が発生して以降、接触できない状態であるが、旧借地法の規定に基づく借地権が存続する間は、借地契約が継続されていると解されることから、平成21年度以降も貸付料の請求を行い、収入未済が発生しているものである。

平成23年度には、民事訴訟法第383条に基づく支払督促を所轄裁判所へ申し立て、貸付料の納付を求めたが、債務者からの納付、相談、督促異議の申立てではなく、平成24年3月2日に支払督促は確定判決と同様の効力を有するに至った。(債務名義を取得した)

平成24年度においては、8月28日付け督促状により督促したほか、借受人の居宅に計23回訪問するなど再三接触を試みているものの、現在まで接触ができず、納付もなされていない状態が続いている。

現在は、債務者との接触に努めつつ、民事執行法に基づく強制執行も視野に入れ、収入未済の早期解消、新規発生の抑止に向けた取組を行っている。

また、2件目の債務者については、平成22年9月2日に死亡したことから、平成22年度の貸付料が未納となっており、旧借地法の規定に基づく借地権が存続する間は、借地契約が継続されていると解される。

また、債務者の相続人は海外在住で、住所、連絡先等がわからないことから、未払い貸付料の請求、平成23年度、24年度の貸付料の納入通知を行えない状況が続いている。

平成24年度においては、外務省へ調査を依頼するなどの取組を行った結果、債務者の相続人である兄4人は、いずれも海外へ移住または海外で出生した後、帰国しておらず、所在不明となっていることが判明した。こうしたことから、12月27日に所轄裁判所へ相続人4名の不在者財産管理人の選任申し立てを行ったところ、1月18日に不在者財産管理人の選任がなされた。

現在は、不在者財産管理人に対し平成24年度までの貸付料の支払いを求めるなど、収入未済の早期解消に向けた取組を行っている。

監査執行対象機関名	医務業務課
監査執行年月日	平成24年8月10日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	看護職員修学資金貸付金の償還金等について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ576,814円増加し、12,475,114円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

未納者に対して、文書や電話等による督促を実施するとともに、自主納付の見込みがない債権については、法的措置を前提として、総務部財政課と共同管理することにより、収納に努力した結果、平成24年6月から平成25年1月末までに3,906,843円を収納することができた。

また、新たな収納未済の発生防止については、延滞発生後、速やかに電話・文書による督促を行うほか、督促に応じない場合には早期に個別訪問を実施するなど、きめ細かな返還指導を実施し、新たな収入未済の発生

防止に努める。

監査執行対象機関名	子ども・青少年局
監査執行年月日	平成24年8月9日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	母子福祉資金貸付金の償還金等について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,341,801円増加し、39,635,268円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	母子福祉資金貸付金の償還等については、貸付制度利用者の公平性の確保のためにも完納をめざし、電話・文書による督促や、自宅訪問などによる償還指導を強化した結果、過年度調定分については平成24年度上半期において4,416,741円を収納した。 また下半期からは、回収困難な貸付金について財政課との共同管理や、弁護士への整理・回収業務の委託を開始した。これにより平成25年1月末日までに、共同管理事案については675,756円を、弁護士への委託事案については614,145円を収納した。 併せて、確実な収納を図るため、口座振替による償還を推進しているほか、分納による計画的・定期的償還の推奨や、保証人による償還促進を図るとともに、新たな収入未済発生時には、その初期において、市や健康福祉事務所の母子自立支援員と連携し、早期の対応を図るなど収入未済の発生防止に努めている。

監査執行対象機関名	流域政策局
監査執行年月日	平成24年8月3日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	行政代執行に係る弁償金について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ731,850円増加し、7,535,850円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	今回発生した収入未済額731,850円は、一級河川琵琶湖の河川区域内において不法占有物件を撤去するため、平成24年2月に行政代執行を実施した当該費用について未納となっているものである。 相手方は、高齢者であり、また、財産調査の結果、強制執行により費用を一括回収できるだけの資産はない状況である。現在、相手方の諸事情により一時滞納処分執行を停止しているところであるが、相手方の状況を見極めつつ、1日も早い収入未済の解消に努める。 残る未収金6,804,000円については、督促等を行い収納に努めてきたが、平成23年8月に相手方から訴訟が提起されており、係争中であることから、その状況を見ながら対応したい。 今後、新たな収入未済の発生防止のため、行政代執行に移行するまでの行政指導による撤去に努める。

監査執行対象機関名	精神医療センター
監査執行年月日	平成24年7月12日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	平成23年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ、1,524,936円増加し、11,729,478円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	滞納整理に関しては、これまで主治医をはじめとして、訪問看護を所管する地域生活支援部および医事窓口等と連携しながら、債務者および家族に対し、通院時をはじめ、文書や電話、自宅訪問等により督促を実施してきたほか、本人からの支払いが進まない場合は、保護者や連帯保証人等へも支払請求を行ってきた。 また、未納がある入院患者については、可能な限り退院時に対面で本人や家族に支払方法等について確認し、確約書や分割納入誓約書の作成等を求めてきたところである。

これらにより、平成24年5月末の収入未済額11,729,478円については、1,657,740円を収納し、平成25年1月末現在で10,071,738円となった。

今後はさらに、事務局をはじめ地域生活支援部、医事窓口の関係者により、未収金について情報共有するための打合せ会議を適時開催することとし、未納のある入院患者に対して、可能な限り入院中から精神保健福祉士等も関与することとし、これらにより引き続き未収金の収納促進を図るとともに、新たな未収金の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	学校教育課
監査執行年月日	平成24年7月27日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	<p>(7) 高等学校奨学資金貸付金の返還金について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ18,566,402円増加し、123,737,448円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金の返還金において、平成24年5月末日現在、105,000円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(7) 今年度より総務部財政課が実施する税外未収金の共同管理制度を活用し、総務部財政課と連携して収入未済額の縮減を図った。その結果、繰越滞納分については、5,865,165円（平成25年1月末現在）を回収した。しかしながら、近年の貸与者数の増加に加え、経済状況の悪化もあいまって、返還が困難となる者の数が急増している。</p> <p>今後も引き続き、早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを十分に周知して返還意識の向上を図ることとする。</p> <p>(1) 収入未済金については、電話や書面、訪問による催告を実施し、収入未済金のうち45,000円は平成24年6月27日に、残る60,000円は平成24年10月22日に収納された。</p> <p>今後も引き続き、貸与時や貸与終了時において、返還義務について十分周知して、返還意識の向上を図ることとする。</p>

監査執行対象機関名	人権教育課
監査執行年月日	平成24年7月27日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ11,457,393円増加し、87,403,421円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、また、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成25年1月末日現在で3,115,183円を収納した。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。</p>

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成24年8月10日
監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の結果	<p>(7) 職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険により1,695,000円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（生活環境課）</p>

- (イ) 職員の不注意による公用車の事故 (過失割合未確定) が発生し、保険により56,750円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(捜査第二課)
- (ウ) 職員の主たる不注意による公用車の事故 (県過失割合80%) が発生し、保険を含めて2,908,581円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(鑑識課)
- (I) 職員の不注意による公用車の事故 (県過失割合100%) が発生し、保険により254,100円が支払われているほか、公用車に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(交通機動隊)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

年間を通じての服務指導重点項目に「職員交通事故等の防止」を掲げ、交通事故を防止するため、次のような取組を実施し、事故防止のための注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等を有効に活用して交通事故の防止を図っている。

- (1) 交通事故の態様や原因により必要があるときは、所属の責任者等を本部に招致して本質的な事故原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検証し、その結果を他の所属にも周知するなど注意喚起を促し、同種事故の未然防止を図っている。
- (2) 交通事故の当事者となった職員については、事故の態様等により必要があるときは、滋賀県警察自動車運転技能検定等に関する訓令に基づいて、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消・停止や級位の降格の措置を行うとともに、自動車運転技能訓練に参加させるなど、職員の運転技能及び安全意識の向上に努めている。
- (3) 助手席同乗者の責務を明らかにするため、新たに「助手席同乗者マニュアル」を作成、配付し、運転者と助手席同乗者が一体となって、警察車両の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。
- (4) 交通事故防止をテーマにしたグループ別検討会の実施や各所属の朝礼時等において、職員全員による「安全運転五則」の唱和により交通安全意識の高揚を図っているほか、運転中におけるヒヤリハットの体験とこの経験を教訓として実践している事故防止策を職員に発表させ、所属職員の日常運転に生かすなど事故の未然防止に努めている。
- (5) 職員の体調を把握することを目的とした「セーフティチェック表」を毎朝提出させ、健康状態を確実にチェックし、体調不良者の発見とその者に対する公用車運転の禁止等の措置を講じるなど事故の未然防止に努めている。
- (6) 有過失の交通事故を起こした職員について「運転者管理カード」を作成して、このデータを基に、事故件数が多い者などを優先して運転技能訓練を受講させるなど、適正な指導に努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の意見	<p>(1) 時間外勤務について</p> <p>平成23年度の時間外勤務実績をみると、一部の所属において計画と実績に大きな乖離がみられ、その原因の一つに考えられるのは、現状の時間外勤務の計画時間数が人事課から各部へ、さらに部が各課へ配分するという方法にあり、その結果として各所属では自らが立てた計画値でないという意識が働いてしまうことは否めないと思われる。</p> <p>予算の範囲内で設定された全庁の計画のもとで、それぞれの所属が配分された計画値の範囲内に実績を収めるよう努力すべきであることから、各所属においては増減要因を的確に分析し、着実に次年度へ繋げる一方、人事課においては各所属の分析結果を精査し、部内または課内において繁閑状況に応じて弾力的な応援体制を講じるよう指導するとともに、その上でさらに特別な要因により真に避け難いものについては計画値への一定の反映を検討するなど、計画と実績の乖離の縮小に努められたい。</p> <p>また、業務改善に向けて真剣に取り組むべきことは言をまたないが、併せて、日々の業務の進行管理等を的確に行い、計画的に業務遂行を図る観点とともに、勤務にメリハリをつけるためにも、現在、取り組まれている朝礼・終礼は有効と思われるので、実施率の向上に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部人事課)</p> <p>時間外勤務については、予算の範囲内で行うようにすることが前提であり、時間外勤務手当の予算を管理す</p>

る人事課が、予算額を基に各部局に執行限度額を示し、各部局において、その範囲内で執行できるよう、時間外勤務縮減に計画的・主体的に取り組むを行うことが必要である。

平成24年度においては、時間外勤務の縮減に向け、県政経営幹事会議で、毎月の時間外勤務実績を示し、情報の共有を図るとともに、各部局から時間外勤務縮減に向けた意見を聞き、縮減策に取り入れるなど、全庁一丸となった取組を進めることにより、時間外勤務は、多くの部局で執行限度額の範囲内に止まっており、全庁的にも前年度と比較して約17%程度の縮減となったところである。

また、日々の業務の進行管理とグループ内業務の共有化に資するため朝礼、終礼の取組についても、今年度3回の実施調査と実施への要請を行った結果、25年2月時点で、半年前と比較して朝礼は52.5%から85.5%、終礼は16.1%から53.5%まで実施率が向上した。今後も幹事会議等の場を活用し、一層の向上に向け要請を行っていききたい。

監査結果報告年月日	平成24年11月26日
-----------	-------------

監査の意見

(2) 長期保有土地について

公有地拡大の推進に関する法律に基づき、県からの要請により県土地開発公社が公共事業用地として先行取得した約117ヘクタールの土地が、長いものは約30年以上にわたり利用されないままの状態になっている。

本年2月には、県土地開発公社に対し、土地の管理者として将来の土地利用に向けた境界確定などの条件整備に努めるべき趣旨の意見を付したところであるが、土地取得を依頼した県においては、県有財産の有効利用の観点から、それぞれの土地の特性に応じた最適利用をできるだけ早期に検討するとともに、将来の利用が見込めない場合は、保安林等としての公有化や、一般への売却をも視野に入れた速やかな処分を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部企画調整課)

土地開発公社が公共事業用地として先行取得した約117ヘクタールの土地の内、竜王岡屋地区と瀬田地区(びわこ文化公園都市区域)の2地区の用地で、全体面積の85%、金額で79%と大部分を占め、いずれも長期保有土地となっている。

竜王岡屋地区については、その大部分を工業団地開発に向け、設計等調査を実施、平成25年度の造成開始、平成27年度の第1期分のみ譲開始に向け準備・調整を進めている。

瀬田地区(びわこ文化公園都市区域)については、平成24年8月に「びわこ文化公園将来ビジョン」を策定、今後も当該地に立地する大学や地元市等との連携を通じ、地域活性化に向けて検討を進めるとともに、公社において平成23年度では航空写真測量を、24年度からは境界確定のための用地調査・測量に着手し、将来の利活用にかかる条件整備を行っている。

今後も監査委員からの意見も参考にしつつ、公社と緊密に連携し、長期保有地の利活用検討を含む公社業務の課題整理・検討を進めたい。平成25年度に「外郭団体および公の施設見直し計画」に基づく「公社のあり方」の方針を策定する。

監査結果報告年月日	平成24年11月26日
-----------	-------------

監査の意見

(3) アセットマネジメントについて

県の庁舎・学校などの県有施設や道路・水路・橋梁などの社会資本については、その多くが更新時期を迎え、今後、施設の維持・更新に膨大なコストがかかることから、財政負担が大変危惧されるところであり、計画的な修繕を実施するなど資産の長寿命化を図りながら、施設のライフサイクルコストの低減や経費の年度間の平準化を目的としたアセットマネジメントの取組は全庁的な喫緊の課題である。しかし、そのための業務は膨大であることから、その実行に必要な情報の整理と体制整備を進め、できるだけ早期に推進計画を策定のうえ、着実な実行を図られたい。

また、施設等維持管理における国の補助制度にも関わることであり、アセットマネジメントを推進するために、関係機関が一体となって効率的に取り組むための推進体制の整備・運営や、アセットマネジメント推進に不可欠なデータベースシステムの開発や保守管理等に対する国への財政支援要望についても、積極的に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部下水道課)

平成25年度からは琵琶湖流域下水道の全ての処理区において県が維持管理業務運営を行うことにより、点検と補修、改築更新をより緊密な連携を保ちながら実施することとしている。

今後の施設・設備の改築更新に当たっては、平成20年度に創設された国の下水道長寿命化支援制度のもとに国の補助を受けながら、診断調査により維持・修繕・更新等の判断をしたうえでライフサイクルコスト最小化の観点で事業を実施していく。

また、下水道台帳については、下水道台帳システムとしてデータベース化（電子化）を図り、増大する資産情報について毎年データ整理を行っている。

将来、老朽化施設の改築更新の集中が見込まれることから、本システムを活用し、事業費の平準化を図りながら、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえて長寿命化計画を策定し、施設管理と計画的な改築計画を一体的に管理できるアセットマネジメントのシステムを構築していきたい。

また、アセットマネジメント推進に不可欠なデータシステムの開発や保守管理等に対する国への財政支援要望についても、積極的に取り組みたい。

(農政水産部耕地課)

農業水利施設のアセットマネジメントを関係機関が一体となって着実に推進するため、県土地改良事業団体連合会に総合的な調整機能を持つ「アセットマネジメントセンター」を設置するなど、体制の整備を進めている。

今後、情報を蓄積するデータベースシステムを構築するとともに、10カ年の保全更新計画を「中長期計画」として関係者で取りまとめ、その計画に基づき対策を実施することとしている。

また、推進体制の整備・運営や、アセットマネジメントの推進に不可欠なデータベースシステムの開発・保守管理等に対する国からの財政支援について、引き続き国に要望していくこととしている。

(土木交通部道路課)

社会資本のアセットマネジメントの取組のうち、橋梁データについては、平成9年からデータベース化しており、平成23年度に15m以上の742橋の点検結果を反映し、長寿命化計画を策定した。この計画に必要な予算を確保して、適切な時期に修繕を行い、長寿命化を図っているところである。

道路の舗装については、1回目の調査を平成18年度から平成21年度に実施し、2回目の調査を平成22年度から平成25年にかけて行っており、そのデータを整理して、平成26年度に修繕計画を作成する予定である。

トンネルについては、毎年、定期的に点検を行っており、特にトンネル本体は、予備点検（適切な点検方法を判断するための点検）の結果を踏まえ、詳細検査（打音検査等）を行い、データを整理している。トンネルは橋梁に比べて本数が少ないため、損傷箇所が見つければ、必要な対策を講じていきたい。

国においては、今回の補正予算で、老朽化した道路、橋などの社会資本の点検、補修を全国で徹底させるために、使い道を老朽化対策に限定した「防災・安全交付金」を創設した。このため、県では大臣等に対して要望を行ったり、本省へ出向いて情報収集に努めている。

今後も、機会ある毎に国に対して、積極的に財政支援要望をしていきたい。

(教育委員会事務局教育総務課)

学校施設の維持管理については、毎年職員が学校を現地調査し、直接ヒアリングを行うなどにより、劣化状況を総合的に判断した上で、緊急度に応じて予算の範囲内で、修繕対策に取り組んでいる。

より効率的・効果的な管理手法として、アセットマネジメントは有効な手段であり、今後、県有施設全般を所管する総務部とも連携を図るとともに、併せて文部科学省で進められている検討会でのとりまとめ結果等の動向も踏まえながら、本県としての取組について研究していきたい。

また、国への財政支援要望についても、同様に関係機関と連携していきたい。

監査結果報告年月日	平成24年11月26日
監査の意見	
(4) 在宅看取りプロジェクトについて	
<p>高齢化が進展する中で、「在宅看取り」が可能な体制の構築が大きな課題の一つであると考えられる。</p> <p>今年度実施された県民意識調査の結果では、人生の最期を迎えたいと思う場所はどこかについて、県民の約半数が自宅で最期を迎えたいと回答しているが、現状では、病院での死亡が約80%を占めている。しかし、団塊の世代が80歳を超える2030年には、病床数の増加は見込めないという理由から、結果として在宅での看取りが現在の2倍になると推計されている。</p>	

県としても高齢者が住み慣れた地域、家庭において安心して質の高い生活が送れるような体制づくりに向けて、在宅看取りプロジェクトに取り組んでいるが、自宅で最期を迎えられる環境を整備するための課題は、最後に看取るいわゆる「かかりつけ医」である多数の開業医の協力であり、それは訪問診療や往診を積極的にしてくれる開業医をいかに増やしていくかである。また、医師と看護師、薬剤師、介護職などによる医療と福祉の連携が有機的に機能するかどうかである。

については、このような課題を着実に解決し、県民が望む在宅看取り実現に一層取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部医療福祉推進課)

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を送れ、幸せな最期を迎えることができるよう、県の基本構想に「地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト」を位置づけ、取組を進めてきた。

今後も引き続き、入院から在宅療養への円滑な移行の促進や、在宅療養を支援する医療資源の整備・充実を図るとともに、医療福祉を支える人材の養成に取り組むこととしている。

特に人材養成については、新たに在宅医療に積極的に取り組もうとする医師養成のためのセミナーや、多種協働による在宅チーム医療を担う人材養成に向けた地域リーダー研修等を実施することとしており、これらの取組により、医師と看護師、薬剤師、介護職など医療・福祉の専門職が連携してチームで患者さんを支えられる体制づくりを図っていききたい。

監査結果報告年月日 平成24年11月26日

監査の意見

(5) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

我が国は、国民皆保険制度により、一定の自己負担で必要な医療サービスが受けられる体制を整備し、維持してきたが、今や医療費は莫大な額となり平成22年度では約38兆円であった。今後、医療技術の進歩や高齢化の進展により、医療費の大幅な上昇が見込まれており、持続可能なシステムを作り上げていくことが喫緊の課題である。

そこで、医療費削減に向けた方法の一つとして、ジェネリック医薬品の使用促進が有効と考えられる。ジェネリック医薬品は、品質、安全性および有効性は先発医薬品と同じとされ、先発医薬品に比べて薬価が安いいため、患者の薬剤費の自己負担の軽減や医療費の削減を図ることが可能となる。

県内での平成24年3月におけるジェネリック医薬品は、数量シェアで22.5%という状況にあり、国においても「平成24年度中に、ジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上とする」との目標を掲げている。

については、県においてもジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医師、薬剤師、患者等に対し積極的なPR活動を行い、その理解を深めるとともに、使用促進に向けて一層取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部医務薬務課)

県における後発医薬品の使用促進事業として、以下の事業を実施もしくは支援している。

ア 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会で作成した「滋賀県後発医薬品採用マニュアル」やポスター、リーフレットを用いての啓発。

イ 病院や薬局の後発医薬品採用リストおよび処方せんの汎用医薬品リストを作成・公表し、医師の処方や薬局の備蓄に活用。

ウ 先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の医療保険者による被保険者への「差額通知」の取組を支援。

エ 後発医薬品の一層の安全性、有効性の確保を図るため、県内の後発医薬品製造業者に対する定期的な査察および品質検査の実施。

今後も後発医薬品の使用促進を図るため、医師、薬剤師、患者等に対し種々資料を用いてその理解を深め、啓発に努めていきたい。

なお、平成24年8月現在の滋賀県における後発医薬品数量シェアは26.9%であり、同年3月よりも4.4%増加した。

監査結果報告年月日 平成24年11月26日

監査の意見

(6) 実効性の高い学校評価の実施について

県立中・高等学校は、平成20年度から自己評価を実施するとともに、生徒・保護者等の学校関係者による

外部アンケート等による評価も実施し、県教育委員会や学校のホームページで公表している。しかし、現在の公表内容では、学校運営を改善し、教育水準の向上を図るなどの学校評価の目的に照らし十分なものとは言い難い。

については、学校評価のための外部アンケート等について、生徒による授業評価的な視点を加えるなどの設問項目の見直しや、第三者として、専門家による評価や他校の教師による評価を実施するなど、学校評価がより実効性の高いものとなるよう、一層効果的な評価手法を検討されたい。

また、学校評価のための外部アンケート等の内容・集計結果等について、一部の学校が自主的に実施しているように、全ての学校において積極的に公表するなど、評価の透明性を高めるような公表方法も検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局学校教育課)

現在、自己評価を行う上で、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価するため、生徒や保護者、学校評議員を対象とした外部アンケートを実施している。このアンケートについては、生徒による授業評価的な視点を加えるなどの設問項目や、問い方・答え方の見直しを図る必要があると考えており、検討を進めていく。また、評価結果の公表については、自己評価、学校関係者評価は統一様式で、県教育委員会や学校のホームページで公表しているが、外部アンケートの集計結果については、一部の学校が公表しているにとどまっている。評価の透明性を高めるため、アンケート等の公表も含め学校独自の公表方法について検討を進めていく。

第三者評価については、学校評価をより実効性の高いものとするために、他の都道府県の動向をみながら研究を進めていく。

監査結果報告年月日	平成 24 年 11 月 26 日
-----------	-------------------

監査の意見

(7) 小児保健医療センターの将来像について

小児保健医療センターの病床利用率は、第二次県立病院中期計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）の期間中、目標値75～76%台に対し、実績はそれを下回る数値で推移し、特に、平成23年度は目標76.9%に対して68.8%と目標を大きく下回るとともに、国の「公立病院ガイドライン」で病床数等を見直す一つの基準として示されている70%をも下回ったところである。

については、第三次県立病院中期計画（計画年度：平成24年度～平成28年度）の実現に向けて努力されているが、病床利用率等の経営指標の改善に、さらに努められたい。

また、当センターは、小児を対象にした本県拠点病院として、医療環境の変化や県民ニーズの多様化を踏まえて、平成24年度に策定される滋賀県保健医療計画と整合を図りながら、当センターの「果たすべき役割」、「必要な医療機能」など、今後のあるべき方向をあらためて示されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(病院事業庁小児保健医療センター)

病床利用率の改善のため、新たにリハビリテーション入院に取り組んだり、在宅患者の介護者の負担を軽減するレスパイト入院枠の設定による患者の受入拡大に取り組んだりした結果、4月から12月までの病床利用率は73.8%と大幅に向上した。なお、現時点では、当期純収益も引き続き黒字を見込んでいるところである。

また、県立小児保健医療センターの果たすべき役割や必要な医療機能について検討するため、平成24年9月1日、有識者等からなる将来構想検討委員会を設置し、これまで4回の会議を開催して、センターの果たすべき役割や必要な医療機能などについて様々な意見をいただいたところである。

今後、県保健医療計画において示される県立病院の機能充実の方向性や検討委員会でとりまとめられる提言を基に、当センターの果たすべき役割や必要な機能を検討してまいりたい。

監査結果報告年月日	平成24年11月26日
-----------	-------------

監査の意見

(8) 安全なまちづくりについて

本県では、刑法犯認知件数を平成14年のピーク時の半減以下に堅持することを大前提に、犯罪抑止目標を「さらなる犯罪の減少」として、その目標達成に向けて滋賀県総ぐるみ運動が展開されている。

また、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（会長：知事）では、子ども、女性や高齢者等の社会的弱者を特に守るための方法として、犯罪多発警報等発令制度を本年2月からスタートさせた。特

に 9 月には、強制わいせつ事件が多発し、痴漢等多発警報が20日間の長期にわたり発令されるなど、安全で安心なまちづくりを目指す本県にとっては看過できない深刻な事態となっている。

そこで、子ども、女性や高齢者等を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりをより一層推進するために、地域における防犯意識の高揚や自主防犯活動の活性化の取組とともに、犯罪多発地域において抑止効果の高い防犯カメラの設置促進に一層積極的に取り組むなど、効果的な対策を促進するよう、市・町や自治会に対して働きかけられたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部県民活動生活課)

平成24年 2 月より運用を開始した「犯罪多発警報等発令制度」については、平成24年中に計 9 回発令し、振り込め詐欺に対する水際での被害防止などその効果を上げる一方、平成25年 2 月に効果的運用を図るための見直しを行い、「犯罪多発非常事態宣言」を追加した。今後は「注意報」、「警報」、「非常事態宣言」の三段階運用により、市町、自治会等の関係機関、団体と連携した「県民総ぐるみ」による犯罪抑止に向けた取組を継続して実施していく。

さらに、防犯活動に顕著な功績があった自主防犯ボランティア団体への知事表彰や、各地域や団体において実施される啓発活動等への協働実施により、防犯活動の活性化への取組を継続実施していく。

また、防犯カメラ設置促進は、平成24年度中には大津地域の各自主防犯リーダーを対象として、防犯カメラ設置により効果を上げている県外先進地域への視察研修を行っており、平成25年度においても防犯カメラ設置促進、防犯意識の高揚等を目的とした同種研修を継続実施していく。

(警察本部)

犯罪多発警報等発令制度については、注意報及び警報のほかに、非常事態宣言の発令を新たに盛り込み、その効果を更に高める取組を県と連携し進めている。

また、こうした制度を活用した防犯情報が県民一人ひとりに行き渡り、防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るための防犯ネットワークの整備を進めるとともに、自主防犯活動の基盤となるボランティアを支援するための研修会や活動装備資機材の支援を継続して実施している。

また、依然として多発している高齢者対象の振り込め詐欺の不審電話に対しても、高齢者を振り込め詐欺から守るため、電話やファックスによる注意喚起を行うオペレーター事業を展開中であり、来年度も継続実施する予定である。

犯罪が多発する地域に対しては、地域見守りカメラ設置促進事業として自治会等の設置を支援しているところであり、各警察署長から管轄自治体の各首長に対し防犯カメラの設置要請を行い、その設置促進を図っているところである。